

## SNS 広告による和歌山県観光情報発信業務委託仕様書

この仕様書は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「SNS 広告による和歌山県観光情報発信業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名

SNS 広告による和歌山県観光情報発信業務

### 2. 業務目的

本業務は、SNS 広告を活用して、本県観光にまつわる季節のおすすめ情報等を効果的かつ幅広く発信し、併せて、和歌山県公式観光サイト「わかやま観光」内に公開を予定している、「旬のおすすめ情報」記事のPV数を増やすことを目的として実施する。

### 3. 契約期間

契約日～令和6年3月29日（金）

### 4. ターゲット

- ・基本的なターゲット

旅行、観光への関心が高い県外在住者

- ・属性・指向

<共通> 国内旅行への関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層  
<広告テーマ毎> 配信する旬のおすすめ情報のテーマに関心が高い層

### 5. 業務内容

#### (1) 広告配信

以下の広告テーマによるSNS 広告を実施する。SNS 広告は、Instagram 広告を必須とし、その他は自由提案とする。

広告テーマ（仮）等

| テーマ（仮）       | リンク先（WEB 公開予定時期）  |
|--------------|---|
| ① 秋の収穫体験     | 和歌山観光情報 ( <a href="https://www.wakayama-kanko.or.jp/">https://www.wakayama-kanko.or.jp/</a> )<br>— 旬のおすすめ情報<br>— 「秋の収穫体験」記事<br>(令和5年9月末頃) |
| ② 芸術の秋ミュージアム | 和歌山観光情報 ( <a href="https://www.wakayama-kanko.or.jp/">https://www.wakayama-kanko.or.jp/</a> )<br>— 旬のおすすめ情報                               |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | <p>— 「芸術の秋ミュージアム」記事<br/>(令和5年11月末頃)</p>   |
| ③ 温泉                            | <p>和歌山観光情報 (<a href="https://www.wakayama-kanko.or.jp/">https://www.wakayama-kanko.or.jp/</a>)<br/>— 旬のおすすめ情報<br/>— 「温泉」記事<br/>(令和6年1月末頃)</p>             |
| ④ インフルエンサーの<br>旅レポート<br>(テーマ未定) | <p>和歌山観光情報 (<a href="https://www.wakayama-kanko.or.jp/">https://www.wakayama-kanko.or.jp/</a>)<br/>— 旬のおすすめ情報<br/>— 「インフルエンサーの旅レポート」記事<br/>(令和6年2月末頃)</p> |

## (2) 広告素材の企画・制作

本業務で使用する広告素材（広告バナーやショートムービー）の企画・制作

- ① 制作する広告素材は、WEB公開ページと親和性のあるものとする。
- ② 広告素材の企画、制作に必要な素材は、当連盟または県内施設より支給するが、不足する素材が生じる場合は、受託者にて撮影することとする。

## (3) 効果測定

本業務の効果測定（リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）、シェア数、いいね数、コメント数、内容等）の結果を集約し、検証・分析レポートを提出すること。

## 6. その他

- (1) 本プロポーザルは受託者を選定するために行う者で有、事業内容は改めて甲乙において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (2) 乙は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 本業務の実施にあたって、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、甲と協議の上、その指示に従うこと。